

「11月・12月の合同手入れについて」

◇例年通り11月12月の合同手入れは中止とし、各部において火災シーズン前の総合点検月間（管轄地区内の防火水槽および消火栓点検、団庫掃除・資機材点検）とし、万全な態勢を整えて下さい。

- ①消防車両装備品の点検をお願いします。（携行缶の燃料や無線機・ライトの電池）
- ②消防ホースやトビなどの資機材には、部名を書くこと（識別可能であれば良い）
また、耐用年数がある消防ホースなどは使用開始年を記載すると良い
- ③防火水槽の破損・老朽点検と内部の減水確認をして下さい。消火栓もホール内部の目視点検を行って下さい。なお、消火栓の放水確認は全て行う必要はありません。（※本署も行わない。）
- ⑤消火栓を使用（開放・放水）する際は、必ず事前連絡して下さい。（日時と場所）
※中央分団の赤ファイル「消火栓の使用法」を参考に、団員へのご指導をお願いします。

「貸与品の貸し借りについて」

◇災害現場での資機材貸し借りについて（※本署・団本部からの要請も含む）

火災現場ではホースの貸し借りや中継分岐機具、照明機材などの貸し借りが多々行われます。特に中継ラインをそのままにして、他分団（地元部）への引き継ぎなどは、お互いの部（団員）にとっての負担軽減に繋がりますので活用しています。

ただし、過去には貸したホースが汚れたまま返却された…ホースの数・種類が違う…貸した機材が破損（傷）…といった事例もあり、せっかくの得策も台無しとなってしまいます。

そこで最低限のルールとして

- ①借用は必ず各部代表者（2名以上）の承諾の上におこなって下さい。（返却方法なども含む）
- ②資機材（ホース・トビ・分岐機具）には、必ず部名を記載して下さい。

※消防車両を含むほとんどの資機材は市からの貸与品ですので、貸し借りについては互いの信頼関係（ご厚意）で行うかと思いますが「貸す側の責任」「借りる側の責任・マナー」を忘れずに。